

## 田村市集落支援員（専任）募集要項

### 1 募集概要

本市では、人口減少と高齢化の進展に伴い、生活扶助機能の低下、身近な生活交通手段の不足、空き家の増加、森林の荒廃、耕作放棄地の増加に直面している集落が少なくない。

集落の現状と課題を把握するために、本市が委託する支援機関（以下「支援機関」という。）に所属し、集落点検の実施、集落での話し合いの支援、行政等の関係機関との連絡調整等を行う「田村市集落支援員（専任）」（以下「支援員」という。）を募集する。

### 2 応募要件

次に示す要件を全て満たしていること。

- (1) 田村市に住民票を有する方
- (2) 地域の実情に精通し、かつ、地域づくりへの関心が高い方
- (3) 地域活性化に意欲があり、地域住民とともに積極的に活動ができる方
- (4) 職務経験又は社会活動等の経験がある方
- (5) 心身ともに健康で、かつ誠実に職務を遂行できる方
- (6) 普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方
- (7) パソコンの基本操作ができる方
- (8) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない方
- (9) 国・都道府県・市町村の各種税金、国民健康保険料、国民年金等の滞納がない方

### 3 業務概要

- (1) 基本的な業務
  - ①地域と市をつなぐ窓口として、連絡及び調整
  - ②地域の巡回、点検及び課題把握
  - ③地域の課題解決に向けた体制づくり及び話し合いの支援
  - ④その他地域の維持及び活性化のために市長が必要と認めた活動

### 4 募集人数

3名

### 5 活動地

田村市都路地区

### 6 採用形態および期間等

#### (1) 採用形態

田村市集落支援員として、市が委嘱し、市が委託する支援機関と雇用契約を結ぶ。

## (2) 期間

委嘱した日から令和8年3月31日までとする。なお、次年度の委嘱については市と支援機関、支援員とが協議の上、決定するものとする。ただし、支援員として相応しくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとする。

## 7 活動時間および日数等

### (1) 活動時間

原則として1日当たり5時間30分を目安とする(週16時間30分)。

### (2) 活動日数

原則として週3日間とする。

### (3) 報告

1週間ごとの活動内容および状況について、支援機関を通じて市に提出し、確認を受けること。

### (4) 研修

支援機関が4回程度実施する研修に参加すること。

### (5) 打ち合わせ

月1回以上、市及び支援機関と打ち合わせを行うこと。

## 8 報酬および福利厚生等

### (1) 報酬

支援員は田村市の委嘱を受け支援機関に所属し、その活動の対価として、「過疎地域等における集落対策の推進要綱」(総務省)に基づき予算の範囲内で報酬(給与)の支給を受けるものとする。

### (2) 福利厚生等

雇用保険と労災保険に加入する。

### (3) 活動経費

#### ア 車両

活動に要する車両については、私用車の借り上げとする。車両借上料及び燃料については支援機関が予算の範囲内で支給する。なお、車両に係る任意保険については、支援員が加入し、その経費については、支援員が負担するものとする。

#### イ 備品等

活動に要する備品等の経費は、活動内容に応じて支援機関が予算の範囲内で負担する。

#### ウ 研修費

活動に要する研修費等については、研修内容に応じて支援機関が予算の範囲内で負担する。

#### エ その他

支援機関が活動に要する経費として認めたものについては、支援機関が予算の範囲内で負

担する。

## 9 応募方法等

### (1) 応募方法

#### ア 提出書類

別添の申込書に必要事項を記入、押印するとともに、住民票（現在の居住状況の確認）を添付の上、期日までに郵送で提出すること。なお、提出書類は返却しない。

#### イ 応募締切

3月21日（金）必着

#### ウ 提出先

〒963-4701 田村市都路町古道字蒲生河原26番地1  
特定非営利活動法人あぶくま山の暮らし研究所

### (2) 審査方法および結果通知

#### ア 書面審査

提出された応募用紙等に基づき、応募要件に合致しているか否かを審査する。なお、審査結果については、応募者に書面で通知する。

#### イ 面接審査

書面審査通過者に対し、面接日時及び場所については、書面審査結果を通知する際に併せて通知する。面接審査結果については、応募者に書面で通知する。

## 10 注意事項

- (1) 応募および面接参加に係る経費については、応募者の負担とする。
- (2) 支援員としての業務に支障がなければ、副業を認める。ただし、その場合は、事前に支援機関を通じて市に届け出て許可を得ること。
- (3) 住民票の異動については、市及び支援機関と協議を行ったうえ異動すること。

## 11 問い合わせ先

特定非営利活動法人あぶくま山の暮らし研究所

〒963-4701 田村市都路町古道字蒲生河原26番地1

電話 0247-75-2055

メール [contact@asli.fukushima.jp](mailto:contact@asli.fukushima.jp)